

財団法人都市農山漁村交流活性化機構役員の在任年齢 に関する規程

財団法人都市農山漁村交流活性化機構（以下「機構」という。）の役員の定年は、満65歳とする。

ただし、役員の知識及び経験が機構の業務運営上特に必要である場合、非常勤役員であって組織の代表者と認められる場合等においては、この限りでない。

附 則

この規程は、平成14年6月26日から施行する。